

流山市福祉手当の支給に関する条例(平成19年条例第44号)新旧対照表

改正後

改正前

(定義)	(定義)
<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 知的障害者 知事が交付する療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「相談所」という。)において、障害の程度が重度、中度又は軽度のいずれかに判定された者</p>	<p>(1) 知的障害者 知事が交付する療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「相談所」という。)において、障害の程度が重度、中度又は軽度のいずれかに判定された者</p>
<p>(2) 重度知的障害者 知的障害者であって、手帳に掲げる障害の程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1若しくはAの2のもの又は相談所において障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級、2級又は3級のもの</p>	<p>(2) 重度知的障害者 知的障害者であって、手帳に掲げる障害の程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1若しくはAの2のもの又は相談所において障害の程度が重度に相当すると判定されたもの</p> <p>(3) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該身体障害者手帳に掲げる身体障害者等級表の級別が1級、2級又は3級のもの</p>
<p>(4) ねたさきり身体障害者 身体障害者であって、居室においておおむね6か月以上ねたさきの症状が続いており、介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な年齢20歳以上65歳未満のもの</p>	<p>(4) ねたさきり身体障害者 身体障害者であって、居室においておおむね6か月以上ねたさきの症状が続いており、介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な年齢20歳以上65歳未満のもの</p>
<p>(5) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級、2級又は3級のもの</p>	<p>(5) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に掲げる障害等級が1級、2級又は3級のもの</p>
<p>(6) 保護者 障害者の親権を行う者、後見人その他の者であって、当該障害者を現に監護するもの</p>	<p>(6) 保護者 障害者の親権を行う者、後見人その他の者であって、当該障害者を現に監護するもの</p>
<p>(7) 介護者 障害者と同居し、当該障害者の日常生活に必要な介護を</p>	<p>(7) 介護者 障害者と同居し、当該障害者の日常生活に必要な介護を</p>

改正前

している者

- (8) 受給権者 第8条第1項の規定により福祉手当を支給することの決定を受けた者
- (9) 障害者サービス 身体障害者及び知的障害者につき、通所の方法により、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等の便宜を供与する事業

(福祉手当の支給制限及び不正利得返還)

第13条 福祉手当は、受給権者の前年度分の住民税額が420,000円以上はねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、当該受給権者の前年（1月から7月までに係る福祉手当については、前々年とする。）の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月まで（受給権者が重度知的障害者若しくはねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、その年の8月から翌年の7月まで）は、支給しない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
- 3 障害者であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年

改正後

している者

- (8) 受給権者 第8条第1項の規定により福祉手当を支給することの決定を受けた者
- (9) 障害者サービス 身体障害者及び知的障害者につき、通所の方法により、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等の便宜を供与する事業

(10) 年少扶養対象者 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条

第1項第34号の扶養親族（以下「扶養親族」という。）であつて、年齢16歳未満の者をいう。

(11) 特定扶養対象者 扶養親族であつて、年齢16歳以上19歳未満の者をいう。

(12) 住民税調整額 住民税を賦課されている者に年少扶養対象者又は特定扶養対象者がある場合において、当該年少扶養対象者の人数に3,000円を、特定扶養対象者の人数に12,000円をそれぞれ乗じて得た額の合計額をいう。

(福祉手当の支給制限及び不正利得返還)

第13条 福祉手当は、受給権者の前年度分の住民税額が420,000円以上はねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、当該受給権者の前年（1月から7月までに係る福祉手当については、前々年とする。）の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月まで（受給権者が重度知的障害者若しくはねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、その年の8月から翌年の7月まで）は、支給しない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
- 3 障害者であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年

改正後	改正前
<p>法律第134号)に規定する障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第9条第2項の規定による福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)の受給者又は当該受給者に係る保護者若しくは介護者については、この条例の規定に基づく福祉手当は、支給しない。</p> <p>4 受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、福祉手当の全部若しくは一部の支給をやめ、又は既に支給した福祉手当の全部若しくは一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により福祉手当の支給を受けたとき。</p> <p>(3) 受給権者の前年度分の住民税額又は前年の所得の額に変更が生じた場合において、支給した福祉手当の額が、当該年度に支給すべき福祉手当の額を上回ったとき。</p> <p>別表(第6条関係) 福祉手当の額の算定方法 【別記1 参照】</p>	<p>法律第134号)に規定する障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第9条第2項の規定による福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)の受給者又は当該受給者に係る保護者若しくは介護者については、この条例の規定に基づく福祉手当は、支給しない。</p> <p>4 受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、福祉手当の全部若しくは一部の支給をやめ、又は既に支給した福祉手当の全部若しくは一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により福祉手当の支給を受けたとき。</p> <p>(3) 受給権者の前年度分の住民税額又は前年の所得の額に変更が生じた場合において、支給した福祉手当の額が、当該年度に支給すべき福祉手当の額を上回ったとき。</p> <p>別表(第6条関係) 福祉手当の額の算定方法 【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

障害者の区分	受給権者の前年度の住民税額	福祉手当の額の算定方法（月額）	算定額の特例																			
重度知的障害者又はねたきり身体障害者	—	8,650円	(1) 障害者が左の算定法の区分の2以上に該当する場合は、最も高い額をもって当該障害者の福祉手当の額とする。 (2) 障害者が介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付（同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費（同条第1項第7号に掲げる短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である																			
上記以外の障害者	220,000円以下	<table border="1"> <tr> <td>知的障害者</td> <td>Bの1又は中度</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>Bの2又は軽度</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精神障害者</td> <td>1・2級</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>6,325円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td> <td>5,060円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>3,795円</td> </tr> </table>	知的障害者	Bの1又は中度	7,900円	身体障害者	Bの2又は軽度	6,900円	精神障害者	1・2級	6,900円	3級	5,900円	1級	6,325円		2級	5,060円		3級	3,795円	
知的障害者	Bの1又は中度	7,900円																				
身体障害者	Bの2又は軽度	6,900円																				
精神障害者	1・2級	6,900円																				
	3級	5,900円																				
	1級	6,325円																				
	2級	5,060円																				
	3級	3,795円																				
	220,000円を超え、420,000円未満	<table border="1"> <tr> <td>知的障害者</td> <td>Bの1又は中度</td> <td>7,900円 - 0.0395 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bの2又は軽度</td> <td>6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">身体障害者</td> <td>1・2級</td> <td>6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>5,900円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精神障害者</td> <td>1級</td> <td>6,325円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>5,060円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000円)</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3,795円 - 0.018975 ×</td> </tr> </table>	知的障害者	Bの1又は中度	7,900円 - 0.0395 × (住民税額 - 220,000円)		Bの2又は軽度	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)	身体障害者	1・2級	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)	3級	5,900円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000円)	精神障害者	1級	6,325円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000円)	2級	5,060円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000円)	3級	3,795円 - 0.018975 ×		
知的障害者	Bの1又は中度	7,900円 - 0.0395 × (住民税額 - 220,000円)																				
	Bの2又は軽度	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)																				
身体障害者	1・2級	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)																				
	3級	5,900円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000円)																				
精神障害者	1級	6,325円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000円)																				
	2級	5,060円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000円)																				
	3級	3,795円 - 0.018975 ×																				

(住民税額 - 220,000円)

場合を除く。)の支給を受け、又は同法第77条第1項第8号に掲げる事業若しくは障害者デイサービスを利用した日の属する月の翌月以降の手当の額は、左の算定方法により算出した額の2分の1の額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

備考 受給権者に住民税調整額がある場合においては、表中「220,000円」又は「420,000円」とあるのは、「420,000円」とあるのは、「220,000円」に住民税調整額を加算した額」又は「420,000円」に住民税調整額を加算した額」とする。

改正前

障害者の区分	住民税額	福祉手当の額の算定方法 (月額)	備考	
重度知的障害者又はねたきり身体障害者	—	8,650円	(1) 障害者が左の算定方法の区分の2以上に該当する場合は、最も高い額をもって当該障害者の福祉手当の額とする。	
上記以外の障害者	220,000円以下	知的障害者	7,900円	(2) 障害者が介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付(同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数
		身体障害者		
		知的障害者	6,900円	
		身体障害者	6,900円	
		精神障害者	5,900円	
上記以外の障害者	220,000円を超え、420,000円以下	Bの1又は中度	6,325円	
		Bの2又は軽度	5,060円	
		1・2級	3,795円	
上記以外の障害者	220,000円を超え、420,000円以下	3級	3,795円	
		1級	7,900円 - 0.0395 × (住民	
		2級	7,900円 - 0.0395 × (住民	
上記以外の障害者	220,000円を超え、420,000円以下	3級	3,795円	
		Bの1又は中度	7,900円 - 0.0395 × (住民	

0,000円未満

		税額 - 220,000円)	が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)若しくは障害者自立支援法
身体障害者	Bの2又は軽度	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)	第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費(同条第1項第7号に掲げる短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)の支給を受け、又は同法第77条第1項第3号に掲げる事業若しくは障害者デイサービスを利用した日の属する月の翌月以降の相当の額は、左の算定方法により算出した額の2分の1の額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	1・2級	6,900円 - 0.0345 × (住民税額 - 220,000円)	
	3級	5,900円 - 0.0295 × (住民税額 - 220,000円)	
精神障害者	1級	6,325円 - 0.031625 × (住民税額 - 220,000円)	
	2級	5,060円 - 0.0253 × (住民税額 - 220,000円)	
	3級	3,795円 - 0.018975 × (住民税額 - 220,000円)	